

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>（投資法人の現況に関する事項）</p> <p>第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 令第三条第九号に規定する商品につき、種類ごとに、当該営業期間中における種類ごとの売買総量及び売買総額</p> <p>十二 商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。第八十条第一項第七号において同じ。）につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額</p> <p>十三～二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 商品明細表</p>	<p>（投資法人の現況に関する事項）</p> <p>第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十一～二十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p>

<p>七 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表 八 (略) 九 繰延資産の償却の状況表(第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。) 十 十三 2 (略)</p>	<p>(新設) 六 (略) 七 繰延資産の償却の状況表(第九号及び第十号に掲げるものを除く。) 八 十一 2 (略)</p>
---	--